

中国地方整備局入札監視委員会（第一部会）審議概要

開催日時及び場所	平成30年12月13日（木） 14時30分～17時00分 中国地方整備局 建政部 3階会議室	
委員	部会長 近森 秀高（大学院教授） 部会長代理 水中 誠三（弁護士） 委員 竹田 宣典（大学教授） 委員 福田 和恵（公認会計士） 委員 村上 恵子（大学教授）	
審議対象期間	平成30年7月1日 ～ 平成30年9月30日	
抽出案件	総件数 8件	(備考) 審議対象工事等の案件については、 別紙1のとおり
○工事		
一般競争入札方式 (WTO対象)	1件	
一般競争入札方式 (WTO対象外)	2件	
随意契約方式	2件	
○建設コンサルタント業務等		
簡易公募型競争入札方式	1件	
簡易公募型プロポーザル方式	1件	
○役務の提供等及び物品の製造等		
一般競争入札方式	1件	
	意見・質問	説明・回答
委員からの意見・質問、 それに対する回答	別紙2のとおり	別紙2のとおり
委員会による意見の具申 又は勧告の内容	なし	

別紙1 抽出事案一覧（期間 平成30年7月1日～平成30年9月30日）

【工事】

○一般競争入札方式:政府調達に関する協定適用対象工事

工事名	工事種別	競争参加資格を確認した者の数	入札参加者数	契約締結日	契約の相手方	契約金額(千円)	落札率(%)	備考
静岡仁摩道路逢浜川橋PC上部工事	プレストレスト・コンクリート工事	18	17	平成30年9月5日	(株)日本ビーエス	867,132	90.14	中国地方整備局(本局)

○一般競争入札方式:政府調達に関する協定適用対象工事以外のもの

工事名	工事種別	競争参加資格を確認した者の数	入札参加者数	契約締結日	契約の相手方	契約金額(千円)	落札率(%)	備考
苫田ダム常用放流設備他油圧装置整備工事	機械設備工事	1	1	平成30年9月18日	日立造船(株)	25,380	96.04	苫田ダム管理所
長門俣山道路柿木原地区第8改良工事	一般土木工事	2	2	平成30年9月13日	日立建設(株)	162,000	97.48	山口河川国道事務所

○随意契約方式

工事名	工事種別	契約締結日	契約の相手方	契約金額(千円)	落札率(%)	備考
小田川災害復旧(3k200L)その2工事	一般土木工事	平成30年9月28日	(株)カザケン	232,632	99.97	岡山河川事務所
広島西部山系口田南地区外監視カメラ設置工事	通信設備工事	平成30年9月4日	(株)芝通	17,280	98.89	太田河川事務所

【建設コンサルタント業務等】

○簡易公募型競争入札方式

業務名	業種区分	手続への参加資格及び業務実施上の条件を満たす参加表明書の提出者数	入札参加者数	契約締結日	契約の相手方	契約金額(千円)	落札率(%)	備考
名和淀江道路外橋梁点検業務	土木関係建設コンサルタント業務	4	3	平成30年8月23日	復建調査設計(株)	59,994	99.87	倉吉河川国道事務所

○簡易公募型プロポーザル方式

業務名	業種区分	手続への参加資格及び業務実施上の条件を満たす参加表明書の提出者数	技術提案書の提出者数	契約締結日	契約の相手方	契約金額(千円)	落札率(%)	備考
千代川水系事業計画外検討業務	土木関係建設コンサルタント業務	1	1	平成30年9月27日	中電技術コンサルタント(株)	19,980	100.00	鳥取河川国道事務所

【役務の提供等及び物品の製造等】

○一般競争入札方式

業務名	業務分類	競争参加資格を確認した者の数	入札参加者数	契約締結日	契約の相手方	契約金額(千円)	落札率(%)	備考
八田原ダム表示板主制御装置製造	物品の製造	1	1	平成30年7月5日	名古屋電機工業(株)	12,960	93.90	八田原ダム管理所

別紙2 委員からの意見・質問、それに対する回答

意見・質問	説明・回答
(1) 入札・契約手続きの運用状況等の報告	
<p>1) 入札方式別発注工事 2) 入札方式別発注業務 3) 入札方式別発注役務の提供等及び物品の製造等 4) 指名停止等の運用状況 5) 談合情報等への対応状況 6) 再度入札における一位不動状況 7) 工事種別毎の低入札価格調査制度調査対象工事の発生状況</p> <p>意見・質問等なし</p>	
(2) 抽出事案審議	
<p>1) 静岡仁摩道路逢浜川橋PC上部工事</p> <p>Q 1. 入札調書によると、2者が無効となっているが理由は。</p> <p>○本件入札・契約は適正であると判断する。</p>	<p>A 1. 1者は入札額が調査基準価格を下回り、施工体制確認の追加資料の提出を求めたが提出されなかった為に無効、1者は工事費内訳書に不備があった為に無効とした。</p>
<p>2) 苫田ダム常用放流設備他油圧装置整備工事</p> <p>Q 1. 参加確認申請者が1者だけというのは、入札参加要件に厳しいものがあったのか。</p>	<p>A 1. 入札説明書をダウンロードした8者のうち、2者が参加可能業者であった。入札に参加しなかった1者にその理由を確認したところ、配置予定技術者が確保できないため入札に参加しなかったという回答があった。</p> <p>参加可能であるダム用ゲートの製造者はシミュレーションで示したように絶対数が決して多くない業界であり、また全ての工事に参加できるほど技術者を確保できるという状況にはない。</p> <p>特に今回の様に、既設の機器の一部を分解し、整備した後に原型復旧するという工事の場合、他社の製品を扱うことを避ける傾向がある。故障したときの責任の所在が明確にならないことをリスクととらえられているようである。</p> <p>過去5年に発注した同様の工事では、当初に機器を納入したメーカーの落札が7割、残りの3割は当初以外の者が落札している。要件としては厳しくはないが、本工事が3,000万円以下の規模であるため、利潤が出にくく、業者としても入札参加の優先順位が低いと言う理由もある</p>

<p>Q 2. ゲートのメンテナンスは計画的に行うものなのか、不具合が出たときに行うものなのか。</p> <p>Q 3. 整備がそのような間隔になると、技術的な伝承も難しくなる。そういった点も入札参加者が集まらない要因としてあるのではないか。</p> <p>Q 4. 機械設備等の入札はこれまでの事例を見ても、設置した業者が修理の入札も落札をしていて、結果的に見れば競争入札の意味がないケースが多い。それでも公正性の見地から、競争入札が確保されるような方策等について検討はしているのか。</p> <p>○本件入札・契約は適正であると判断する。</p>	<p>のかもしれない。</p> <p>A 2. 何年に1回という決まったものはないが、目安として、油圧装置のようなものは平均で30年で更新をし、中間年あたりで本工事のような分解整備を実施しており、今回は油のにじみが見られたため、14年経過で整備を行った。</p> <p>A 3. 油圧装置はダム用以外でもあるので、技術の伝承が難しいものということはない。</p> <p>A 4. 今回はゲート2門のうち1門の整備を行い、平成31年度に残りの1門の整備を発注する予定である。参加資格要件として、施工実績で求める同種工事はダム用水門であれば良いとするなど、要件を緩和している。 苫田ダムは岡山県の北部にあるが、隣県の兵庫県の業者は入札に参加できない。今後は、地域要件を中国地方整備局管内から全国に広げる事も含め検討をしていきたいと考えている。</p>
<p>3) 長門俵山道路柿木原地区第8改良工事</p> <p>Q 1. 入札調書によると1者が無効となっているが、理由は。</p> <p>Q 2. 2者が辞退しているが、理由は。</p> <p>○本件入札・契約は適正であると判断する。</p>	<p>A 1. 当該業者は他の工事を落札したことにより、配置予定技術者を配置できなくなった旨の申し出があった為、無効とした。</p> <p>A 2. 不明である。</p>
<p>4) 小田川災害復旧(3k200L)その2工事</p> <p>Q 1. 河川等災害応急対策活動等に関する基本協定(以下「基本協定」とする。)を岡山河川事務所と締結している者は複数あると思うが、当該業者を契約の相手方として決定した理由は。</p> <p>Q 2. 応急復旧の業者はどうやって決めるのか。</p>	<p>A 1. 高梁川について基本協定を締結している者は7者おり、事前に応急復旧工事の対応が可能かどうか確認し、可能であると回答があった業者と応急復旧工事の契約を行った。本件の応急復旧工事においては、来年の出水期までに工事を完成させる緊急性があったことから、被災状況や応急復旧工事の内容等を把握している当該業者を優先して随意契約を行った。</p> <p>A 2. 小田川で応急復旧工事に携わった業者は4者おり、4者に対して一般競争参加資格の「一般土木」の順位が高い方から順に対応可能かどうか確認をし、対応可能な業者に復旧工事の施工場所を割り振った。</p>

<p>Q 3. 基本協定は、災害が起きた場合には沿川の基本協定締結業者が随意契約で緊急的な対応をするという内容なのか。</p>	<p>A 3. そのとおりである。災害が起き、河川施設が被災した場合に、すぐに応急的な復旧をしてもらうというものである。公募で募集し、応募された業者と事務所で協定を結んでいる。</p>
<p>Q 4. 事前に基本協定を締結しているということか。</p>	<p>A 4. そのとおりである。</p>
<p>Q 5. どの河川でも基本協定を締結しているのか。</p>	<p>A 5. 岡山河川事務所の管内では、旭川や吉井川でも別の業者と協定を締結している。</p>
<p>Q 6. 予定価格と契約額が少し異なっている理由は。</p>	<p>A 6. 本工事は、標準的な積算でできるものであり、基準となる単価や歩掛も公表されているため、予定価格に近い金額を積算することはできる。今回差が生じているのは、積算過程で、端数を切り捨てたり丸めたりした結果もあるのではないかと推察される。</p>
<p>Q 7. 基本協定を締結する業者数の基準はあるのか。</p>	<p>A 7. 明文化したものはないが、災害時には機動性を持って対応していかなければならないので、多ければ多いほど安心できる。河川の延長が長ければリスクも大きくなるので、予め業者に担当区間を割り振ることもある。</p>
<p>Q 8. 基本協定は、被災箇所における維持修繕工事の実施実績がある業者と締結しているのか。</p>	<p>A 8. 必ずしもそうではない。</p>
<p>Q 9. 基本協定は、こういった業者が対象となるのか。維持修繕に限らず、河川の土木工事に長けている業者なのか。</p>	<p>A 9. 沿川に会社が所在し、災害時に駆けつけられる範囲にある業者と基本協定を締結している。</p>
<p>Q 10. 本件は「その2工事」だが、「その1工事」もあるのか。</p>	<p>A 10. 被災箇所を2つに分割して発注しており、「その1工事」も発注している。</p>
<p>Q 11. 「その1工事」も本工事と同じ業者と契約しているのか。</p>	<p>A 11. 別会社と契約している。</p>
<p>Q 12. 同じ時期に発注しているのか。</p>	<p>A 12. 同じ時期に発注している。</p>
<p>○本件入札・契約は適正であると判断する。</p>	
<p>5) 広島西部山系口田南地区外監視カメラ設置工事</p>	
<p>Q 1. カメラ設置工事に関する基本協定は何者と締結しているのか。</p>	<p>A 1. 太田川河川事務所で電気通信の関係では2者と基本協定を締結している。1者は光ケーブルに関する工事のみ可能であるため、電気通信全体の工事が可能なのはこの1者のみである。</p>
<p>Q 2. 出動要請は平成30年7月12日、工事の契約は平</p>	<p>A 2. 出動要請の後、業者が現地に入り、現地の状況</p>

<p>成30年9月4日となっているのは。</p> <p>Q 3. 契約して施工するというのが通常の流れであるが、緊急時は契約が後になっても良いという規定はあるのか。</p> <p>Q 4. 通常、契約書には作業内容や工期が記載されている。本工事の契約書の記載の内容と契約日は、契約全体を見たときに、矛盾が感じられるものになるのではないか。それでも良いと認める根拠が無ければ、いくら緊急時と言えども、契約としての正当性に問題が出てくるのではないか。</p> <p>Q 5. 基本協定に「先に工事、契約は後から締結」という内容が書いてあるのか。</p> <p>協定書の中に通常の契約と違うことがあったとしても了解するということが明記されているということであれば良いと思う。</p> <p>○本件入札・契約は適正であると判断する。</p>	<p>を踏まえ、機器の設置方法など機器の構成が確定した後に契約したために、契約が9月となった。</p> <p>A 3. 契約が後になっても良いという規定はない。ただ、基本協定に基づき、出動要請等を文書で行い、工事内容が確定し次第、積算し、見積を依頼し、契約という流れになる。緊急性が高いものは、こういう形になってしまう。</p> <p>A 4. 契約に至るまでは基本協定に基づき実施しており、問題ないと考えている。</p> <p>A 5. 基本協定には、出動を要請した場合は速やかに契約を締結することが定められている。費用の請求に関わる条項では、活動完了後に活動に要した費用を締結した契約書に基づき請求すること、費用の支払いに関わる条項では、請求を受けた時は内容を精査し締結した契約に基づきその費用を支払うことを記載している。</p> <p>太田川河川事務所でも、同様の基本協定を取り交わし、それに基づき事前に確認はしている。</p>
<p>6) 名和淀江道路外橋梁点検業務</p> <p>Q 1. 5年に1回の点検と説明があったが、点検項目は何か。</p> <p>Q 2. 近接目視に加え、必要に応じて「たたき」を実施するという説明であったが、予定価格の中に「たたき」はどのくらい考慮されているのか。</p> <p>Q 3. 予定価格には近接目視とたたきが含まれているということか。</p> <p>○本件入札・契約は適正であると判断する。</p>	<p>A 1. 近接目視である。部材等を細かく点検することとしている。</p> <p>A 2. 近接目視の時に浮き等を確認するため、ハンマーで「たたき」を実施することはほぼ前提となっており、標準歩掛を基に積算している。</p> <p>A 3. 近接目視やたたきから調書作成まで含まれている。</p>
<p>7) 千代川水系事業計画外検討業務</p> <p>Q 1. 発注方式の説明で、本業務は高いレベルの知</p>	<p>A 1. 理由はわからないが、公告が7月豪雨の直後で</p>

<p>識と応用力が要求されると言う説明があったが、参加可能者数が153者いるにもかかわらず1者しか応募が無かったのは、本業務の課題が特殊で難しいものだからなのか。</p> <p>Q 2. 参加表明者が少なかったのは、この業務が特殊だからではなく、7月豪雨災害の影響もあったということか。</p> <p>Q 3. 高い技術力が必要とされる業務であることは理解するが、それが故に新規参入が難しいと思われる。参加可能者数が153者あるにも関わらず参加表明者は1者しかなく、平成29年度も4者程度しかなかったのであるならば、新規参入が可能となる基準があっても良いのではないか。</p> <p>Q 4. 例えば、類似業務の範囲を広げてみると言った対応が必要ではないか。新規参入業者の斬新な考えに基づく新しい提案もなされるのではないか。</p> <p>Q 5. 7月豪雨災害後に公告するのであれば、参加表明者が少なくなるであろう事は事前に予測できるのではないか。時期をずらすことはできなかったのか。</p> <p>○本件入札・契約は適正であると判断する。</p>	<p>ある7月12日であったため、業者の方も災害対応に手を取られていたというのが影響の一因としてあるのではないかと推察している。</p> <p>A 2. そのように推察している。平成28年度と平成29年度に同様な業務を発注したときは、4者程度参加表明があった。</p> <p>A 3. 千代川に関する知識をある程度有していないと技術提案書を作成しにくいという懸念が業者側にあると考えられるため、これまでの検討結果等の資料を公表し、それを参考に技術提案書を作成できるようにしているが、参加者がなかなか増えないところである。</p> <p>A 4. 河川整備基本方針や河川整備計画というのは、河川の基本となる計画を作り上げていく技術的に高いレベルのものを要求するものである。当該河川の状況を良く知った上で、今後どのように整備していくのかと言う提案をしてもらうものであり、新技術や新しい切り口が入りにくいものである。一方で、類似業務の要件の緩和など、検討の余地はあると考える。</p> <p>A 5. 業務の成果をあげるのに必要な時間を考慮し、業者にも参加して頂けたので入札手続を続行した。公告時期をずらすと、災害復旧関連業務に技術者が手を取られ、ますます参加者がいなくなるため、この時期の公告が履行可能なぎりぎりの時期だった。</p>
<p>8) 八田原ダム表示板主制御装置製造</p> <p>Q 1. 本役務は表示板の主制御装置の更新ということだが、更新する前の機器も同じ業者が製造したのか。</p> <p>Q 2. 継続性という意味では同じ業者が受注するのは望ましいと思うが、他者が一から製造するというのは難しいということか。</p> <p>○本件入札・契約は適正であると判断する。</p>	<p>A 1. 同じ業者が製造している。</p> <p>A 2. 一般的に、表示板等既設の機器の更新となると、当該機器の特徴を知りノウハウを持っているメーカーが入札に参加しやすいということはあるが、国土交通省で標準的な仕様があり、それに従って製造することになるため、メーカーで無くても製造可能である。</p>

(3) 再苦情処理の報告

該当事案なし

平成30年度 入札監視委員会

第4回定例会議（第一会）の開催予定

平成31年3月15日（金）14時30分～
中国地方整備局 建政部 3階会議室
抽出委員 水中委員